

教職員と保護者や生徒との連絡手段に関する校内規程

釧路市立北中学校

[目的]

- 1 この規程は、保護者や生徒から入手した携帯電話番号等の個人情報の利用や管理を厳正かつ適切に行うことを目的として定める。

[個人情報の取得]

- 2 教職員が保護者や生徒の携帯電話番号やメールアドレスなどの個人情報を取得するのは、校務運営上必要な場合に限ることとし、取得について校長の許可を得るとともに取得した保護者や生徒の名簿を校長へ提出するものとする。

[個人情報の取得の範囲]

- 3 前条の規定に基づき電話番号等の個人情報を取得することができるのは、担当する学級担任の保護者や生徒および顧問をする部活動の生徒に限ることとする。

[教職員と保護者や生徒の連絡]

- 4 教職員と保護者や生徒との連絡は、子どもへの指導事項や授業に関すること、安全上の緊急連絡や部活動に関することに限ることとし、その他私的な連絡は行わない。

[保護者や生徒からの電話やメール等による相談]

- 5 保護者や生徒から、電話やメール等を利用して個人的な悩みなどの相談が寄せられた場合、原則として電話や電子メールでの相談は行わず、相談内容を生徒指導部長や教頭に報告し、直接面談するなど、対応について協議する。

[個人情報の削除]

- 6 保護者や生徒の携帯電話やメールアドレスなどの個人情報は、卒業などにより担当を外れた場合に、直ちに削除するものとする。

[その他]

- 7 本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附 則 この規程は令和2年4月1日より施行する。